

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部  
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区  
本 町 三 丁 目 8 番 1 号  
電 話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(情報政策課)	二
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業振興課)	二
○職員等の旅費支給規則の一部を改正する訓令	(人事課)	四
○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税務課)	四
○平成二十八年宮城県告示第三百四十八号(消費生活センターの設置)の全部改正	(消費生活・文化課)	五
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	五
○肥料の登録	(農産園芸環境課)	五
○肥料の登録有効期間の更新	(同)	六
○普通肥料の検査結果の公表	(同)	六
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	七
○平成三十年度ブルセラ病及び結核病の検査の実施	(畜産課)	八
○平成三十年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	九
○平成三十年度アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	九
○平成三十年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	九

## 規 則

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号  
職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第六条第二項を次のように改める。

2 前項各号の規定により路程を計算しがたい場合(第二号に掲げる路程にあっては、任命権者が知事に協議して定める場合に限る。)には、同項各号の規定にかかわらず、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより計算することができる。

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (管財課) 一三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (二件) (警察本部会計課) 一三

○県議会議員補欠選挙の立候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨について 一四

○平成三十年度豚コレラの検査の実施	(同)	一〇
○平成三十年度オースキー病の検査の実施	(同)	一〇
○平成三十年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	一〇
○平成三十年度家さんサルモネラ感染症の検査の実施	(同)	一一
○平成三十年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚ブルセラ病の検査の実施	(同)	一一
○平成三十年度腐蝕病の検査の実施	(同)	一一
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	一一
○道路の区域変更	(道路課)	一二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一二
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(同)	一三

一 鉄道及び水路 前項第三号の規定に準じて計算した路程

二 陸路 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程

第十一条中「第二十条第一項第二号」を「第二十条第一項第三号」に改める。

附則第四項中「（昭和三十五年法律第五号）」を削り、「原動機付自動車」を「原動機付自転車」に改める。

別表第三第十九号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費支給規則第六条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第三項後段及び第五項を削り、同条を第五条とする。

様式第四号中「（昭和廿年日）」及び「（岩田縣田舎令）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 県税に関する証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成二十九年宮城県条例第六十五号）附則第二項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の県税に関する証明等手数料条例（昭和三十四年宮城県条例第三十四号）第五条の規定に基づいて県の発行する収入証紙により納入される手数料については、この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の県税に関する証明等手数料条例施行規則第四条、第六条及び様式第四号の規定は適用せず、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十七年宮城県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一の一の項」を「別表第一の一の項2」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例別表第一の一の項1の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する県内の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在学する児童又は生徒に対する授業料等の負担の軽減に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請の受理
- 二 申請に係る事実についての審査、その申請に対する応答又は補助金の交付若しくは不交付の決定の通知

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二日

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二日

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二日

○宮城県規則第八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表スマートフォン開放室の項を削り、別表第一第二号の表材料加工関連機器の項

中

マイクロスライサー	一時間につき	一、一〇〇円
ラバープレス装置	一時間につき	二、六〇〇円

を

マイクロスライサー	一時間につき	一、一〇〇円
-----------	--------	--------

に改め、同

表電子・情報関連機器の項中

電力増幅器	一時間につき	五〇〇円
振動試料型磁力計（VSM）	一時間につき	二、三〇〇円

を

電力増幅器	一時間につき	五〇〇円
-------	--------	------

に、「雷サ-

ジ・FTB試験装置」を「FTB試験装置」に、

超低温恒温恒湿槽	一時間につき	五〇〇円
三次元動作解析システム	一時間につき	七〇〇円

を

超低温恒温恒湿槽	一時間につき	五〇〇円
----------	--------	------

に、

医用積層画像処理ソフトウェア	一時間につき	七〇〇円
----------------	--------	------

を

医用積層画像処理ソフトウェア	一時間につき	七〇〇円
磁場中熱処理装置	一時間につき	一、二〇〇円
カー効果顕微鏡	一時間につき	一、一〇〇円
振動試料型磁力計	一時間につき	二、八〇〇円

に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

乾燥機	一時間につき	二〇〇円
CO2インキュベータ	一時間につき	五〇〇円

を

乾燥機	一時間につき	二〇〇円
-----	--------	------

に、

遠心分離機	一時間につき	五〇〇円
減圧加熱乾燥機	一時間につき	五〇〇円

を

遠心分離機	一時間につき	五〇〇円
-------	--------	------

に、

高速液体クロマトグラフ（Chromaster）	一時間につき	一、一〇〇円
-------------------------	--------	--------

を

高速液体クロマトグラフ（Chromaster）	一時間につき	一、一〇〇円
ヘッドスペースガスクロマトグラフ（HS20/GC2030）	一時間につき	一、七〇〇円
吸光マイクロプレートリーダー	一時間につき	四五〇円
マイクロプレートウォッシャー	一時間につき	二〇〇円



(経過措置)  
 2 この訓令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間における県税に関する証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成二十九年宮城県条例第六十五号 附則第二項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の県税に関する証明等手数料条例（昭和三十四年宮城県条例第三十四号）第五条の規定に基づいて県の発行する収入証紙により手数料を納入した者に係る免税軽油使用者証交付簿については、なお従前の例による。

### 告 示

○宮城県告示第百八十二号

平成二十八年宮城県告示第百四十八号（消費生活センターの設置）の全部を次のように改正し、平成三十年三月五日から施行する。

平成三十年三月二日

名称、住所、消費生活センターの事務を行う日及び時間  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	住 所	事務を行う日及び時間
宮城県環境生活消費生活・文化課（宮城県消費生活センター）	仙台市青葉区本町三丁目八番一号	月曜日から金曜日 午前九時から午後五時まで 土曜日及び日曜日 午前九時から午後四時まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号以下「祝日法」という。）に規定する休日（日曜日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は、事務を行わない。
宮城県大河原地方振興事務所（宮城県大河原地方振興事務所）	柴田郡大河原町字南百二十九番一号	月曜日から金曜日 午前九時から午後四時まで ただし、祝日法に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は、事務を行わない。
宮城県北部地方振興事務所（宮城県北部地方振興事務所）	大崎市古川旭四丁目一番一号	月曜日から金曜日 午前九時から午後四時まで ただし、祝日法に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は、事務を行わない。
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所（宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所）	栗原市築館藤木五番一号	月曜日から金曜日 午前九時から午後四時まで ただし、祝日法に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は、事務を行わない。
宮城県東部地方振興事務所（宮城県東部地方振興事務所）	石巻市蛇田字新沼田十二番地四街区一画地	月曜日から金曜日 午前九時から午後四時まで ただし、祝日法に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は、事務を行わない。

宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所（宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所）	登米市追町佐沼字西佐沼百五十番五号
宮城県気仙沼地方振興事務所（宮城県気仙沼地方振興事務所）	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番六号

○宮城県告示第百八十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市民病院岩出山分院	大崎市岩出山字下川原町八十四一二十九	平成三十年三月一日	平成三十三年二月二十八日

○宮城県告示第百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十九年十月十二日	第六〇四号	副産石灰肥料	かきがら副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一〇号	平成三十五年十月十一日
平成二十九年十月十八日	第六〇五号	副産石灰肥料	カキガラ副産石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一〇号	平成三十五年十月十七日
平成二十九年十二月十一日	第六〇六号	消石灰	東方70・0消石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一〇号	平成三十五年十二月十日
平成三十年一月十九日	第六〇七号	消石灰	パイオ70・0消石灰				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日本パイオ化学工業有限公司	神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二〇号	平成三十六年一月十八日
平成三十年一月二十三日	第六〇八号	乾燥菌体肥料	女川水産1号	五・五	四・〇		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社フイツシヤリーサポートおながわ	宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森一四九一二	平成三十三年一月二十二日

○宮城県告示第百八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十九年十二月十九日	第五八九号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料 TNMG	七・〇	四・〇	二・五	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	平成三十三年二月八日
平成三十年一月二十六日	第五五八号	混合有機質肥料	パイオノミック SBM	六・五	四・〇	二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町七番八号	平成三十三年三月二日

○宮城県告示第百八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年八月〜平成二十九年十二月分



肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	保証票の検査 その他の検査	
米ぬか油かす及びその粉末	三和油脂株式会社	王将印脱脂糠	主成分：TN、TP、TK	保証票の検査	立入年月日 平成二十九年 八月十六日
副産石灰肥料	株式会社遠藤組	45・0かき副産石灰南三陸1号	主成分：AL	保証票の検査	立入年月日 平成二十九年 十一月十七日
魚かす粉末	気仙沼センター水産加工業協同組合	気仙沼弁天魚カス（ベレット）	主成分：TN、TP	保証票の検査 その他の検査 ム、チタン、クロ	立入年月日 平成二十九年 十一月二十日

(注) 一 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。  
 二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。  
 三 主成分の略号は、次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、AL：アルカリ分

○宮城県告示第百八十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年八月～平成二十九年十二月分

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出商品名	検査の結果							備考		
			(%TN)	(%TP)	(%TK)	(mgTCu/kg)	(mgTZn/kg)	(mgTCaO/kg)	C/N		(%水分)	その他検査
堆肥	合同会社えにしホースパーク	土壌改良中	〇・八八	〇・六六	一・四一				三三・八	一八・八		立入年月日 平成二十九年 九月一日
堆肥	有限会社佐々木養豚ファーム	完熟たい肥みのるくん	二・三四	四・七四	二・六四	二一〇	六五七		一〇・五	二五・六		立入年月日 平成二十九年 十月十七日
堆肥	株式会社アイ・ケー・エス	につこり有機	一・四八	二・一四	二・二八				一五・七	三六・七		立入年月日 平成二十九年 十月十九日
堆肥	有限会社岩崎牧場	ベコ1	〇・九六	〇・九八	一・七一				一八・九	四七・八		立入年月日 平成二十九年 十一月二十日

堆肥	動物の排せつ物	堆肥	堆肥							
大東環境株式会社	みやぎ仙南農業協同組合	サンエスブリーディング	株式会社ヒルズ	有限会社アグリテック宮城	有限会社アグリテック宮城	有限会社アグリテック宮城	有限会社アグリテック宮城	イセファーム東北株式会社	加美コンポスト利用組合	齋藤常浩
イデアアルグリーン	館の堆肥	いきいきパワー	豚ふん堆肥	おいしい野菜を育てる堆肥	木の葉100%腐葉土	パーク堆肥入り腐葉土	イセ有機	イセグリーン	イセグリーン	糞入り牛糞堆肥
〇・二二	一・一五	一・八五	三・二二	〇・五八	〇・六五	〇・五八	二・四五	二・二三	〇・六四	〇・七六
〇・〇五	一・二九	四・八七	三・一八	〇・五五	〇・一七	〇・二四	四・六九	四・一〇	〇・七八	〇・七六
〇・〇八	一・三六	一・五〇	一・六七	〇・八六	〇・三一	〇・四五	三・三六	三・〇〇	〇・七六	〇・七六
	二六・七	二八八	一三七							
	一九三	三八八三	四五七				二八二四	五〇〇		
八六・八	一七・八	一〇・四	九・一	二三・七	二三・四	二三・八	九・六	九・五	一七・五	六三・三
五一・一	四九・三	四六・九	三三・一	六一・四	六一・六	六三・七	一六・九	一四・四	六三・三	六三・三
立入年月日 平成二十九年 十二月二十日	立入年月日 平成二十九年 十二月十八日	立入年月日 平成二十九年 十二月十八日	立入年月日 平成二十九年 十二月十八日	立入年月日 平成二十九年 十一月三十日	立入年月日 平成二十九年 十一月三十日	立入年月日 平成二十九年 十一月三十日	立入年月日 平成二十九年 十一月二十二日	立入年月日 平成二十九年 十一月二十二日	立入年月日 平成二十九年 十一月二十日	立入年月日 平成二十九年 十一月二十日

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCaO-石灰全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

二 分析値は、TCu、TZn及びTCaOについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 二 実施する区域
  - 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - 2 共同牧野等に放牧する牛
  - 3 その他知事が必要と認める牛
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - 2 共同牧野等に放牧する牛
  - 3 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ一ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、白石市、大和町、大郷町、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、色麻町、栗原市（旧志和姫町及び旧花山村の区域）、登米市（旧登米町の区域）、南三陸町又は石巻市（旧北上町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、大河原町、柴田町、丸森町、名取市、富谷市、松島町、大崎市（旧岩出山町及び旧鳴子町の区域）、栗原市（旧若柳町及び旧金成町の区域）、気仙沼市、登米市（旧東和町及び旧石越町の区域）又は石巻市（旧河南町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜

保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜

保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚コレラの発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 肥育の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十五年六月二十六日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オースキー病の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家さん（飼養羽数が百羽以上（だちょうは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜

保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十七年九月九日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家さんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家セ第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病モの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第九十八号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第五百



宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・七号 魚市場中谷地線

三 事業施行期間

「平成二十六年十月二十八日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十六年十月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画道路事業

2 名称

三・四・十号 本町宮口下線

三 事業施行期間

「平成二十六年三月二十八日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月二十八日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

石巻合同庁舎移転業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

平成三十年一月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

日本通運株式会社 東京都港区東新橋一丁目九番三号

五 落札金額

一千九百十万六百元

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十九年十一月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

共通管理システム等運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成三十年一月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 四千二百八万五千七百七十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年三月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 研修用システム貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年二月二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号
- 五 落札金額 九千六百九万九千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年十二月十九日

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第二十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第八十九条の規定により、平成二十九年五月二十八日執行の宮城県議会議員補欠選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年三月二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年5月28日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (東公島選挙区)  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 6,692,800 円

3 報告書の要旨	候補者氏名	高橋宗也	所属党派	無所属	報告期間	5月9日から 6月6日まで
	出納責任者氏名	佐々木俊一				

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費
(職 業)	家賃
(寄 附 額)	選挙事務所費
円	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	文具費
	食料費
	雑費
	その他
	計
その他の寄附	計
その他の収入	計
今 回 計	今 回 計
前 回 計	前 回 計
計	総 計

項 目	金 額
選挙運動用通常業務の作成	-
ビラの作成	-
ポスターの作成	291,600
選挙事務所用立札及び看板の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の作成	-
個人演説会の立札及び看板の作成	291,600
計	291,600

報告書受理年月日 平成 29 年 6 月 12 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成29年5月28日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (東松島選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,692,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名 高橋宗也 所属 所属無し 期 6月7日から第2回分

出納責任者氏名 佐々木俊一 期 6月30日まで

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額) 円	人件費
-	家賃費
-	選挙事務所費
-	集会会場費
-	通信費
-	交通費
-	印刷費
-	文具費
-	食料費
-	雑費
-	その他
-	今 回 計
-	前 回 計
-	総 計
その他の寄附	25,624
その他の収入	818,779
今 回 計	844,403
前 回 計	
総 計	

報告書受理年月日 平成 29 年 7 月 4 日 第 2 回報告分